

第一章 戦後復興期

第四節 混乱からよみがえる市民生活

1 戦争による混乱

乏しかった衣食

敗戦の虚脱感と不安の中でも、人々は生活していかなければならなかった。政府は敗戦直後に「食糧配給に不安なし」としていたが、主食の配給量は戦争末期の一九四五年（昭和二〇）七月には成人一人一日に米二合三勺（三四五グラム）から二合一勺（三一五グラム）に引き下げられており、しかも甘藷・小麦粉などによる代替配給の割合は四〇％に達していた。戦時中から窮迫していた食糧事情は、敗戦による混乱や需要の二〇％に及んでいた台湾や朝鮮半島からの食糧の移入が停止するなどの理由で遅配が続き、戦後は急激に悪化した。さらに、海外からの引揚者や軍の復員による人口増加、そして軍事産業の壊滅による新求職者六〇〇万人といわれる状況下で「一〇〇〇万人餓死説」が唱えられるなど深刻な食糧不足にみまわれた。農林省は食糧危機を打開するため、雑穀の主食代替率を高めるとともに、甘藷のつる、桑の葉などによる粉食推進を指示した。愛知県での同年九月分の配給内容は、米八日分、精麦七日分、甘藷七日分、雑穀・小麦粉など八日分であった。政府は四六年から米麦中心に二合一勺を確保すると言明したが、四五年は天候不順、労働力や積年の肥料不足で一九一〇年（明治四三）以来の凶作となり、全国での実収は三九一五万石（五八七万トン）（平年作は六二〇〇万石から六三〇〇万石）であり、前年度に比しても七一％にすぎなかった。愛知県の作柄は多少よいものの、四四年の一七一万四〇〇〇石（二五・七万トン）が四五年には一三七万九三〇〇石（二〇・七万トン）と前年の八〇％にすぎなかった。

政府は都市部での食糧不足に対処するため、四六年五月末までの期限つきで都会地転入抑制緊急措置令を公布した。しかし、食糧事情が好転しなかったため延長し、さらに四七年一二月には、都会地転入抑制法が四八年一二月末日までの時限立法で制定され、都市部への転入は何度も抑制された。当然、衣料も不足していた。敗戦直後の八月二七日には市内一六カ所に指定販売所を設けて、罹災者に衣料品配布を開始した。しかし、割り当てられた衣料切符があっても買えない状態が続いた。男性は作業服や軍服に、巻きゲートル、地下足袋で復員姿を思わせるものが多く、女性は大半がもんぺ姿であったが、和服を作り直した更生服も登場、男女とも着られるものがあればよいという状態であった。

第一章 戦後復興期

第四節 混乱からよみがえる市民生活

1 戦争による混乱

闇市と買い出し

穀物はともかく、野菜や鮮魚など副食の配給はほとんどなかった。非農家の人々は、戦時中に続いて、路地・空閑地や露地菜園で甘藷・馬鈴薯・南瓜・大豆などを栽培した。焼け跡の中に露店やバラックの闇市が続々と誕生した。

市内の闇市は交通の便利な地点につくられていた。最大のものは国鉄名古屋駅西一帯で、「駅裏」とも呼ばれ、ここで商売をする人は最盛期には七〇〇〇人に及び、六〇〇軒余のバラックが建ち、一日三〇万人の客でにぎわった。軍需用アルミニウムで作られた鍋・釜、占領軍から流れた外国製品や食べ物など各種の商品が急造の台や風呂敷に並べられ、現金さえあれば必要品は入手可能であった。食糧や隠匿物資、配給物資、軍需品の横流し品等が「かつぎ屋」「闇屋」「ブローカー」と呼ばれる闇商人により運び込まれ、販売されていた。

闇市は市民と生産地を結ぶパイプであった。値段は公定価格の五倍から一〇倍で、闇市は窃盗や野荒らしなどで得た物品の換金場所でもあった。また、販売品の中には非衛生な甘味料や素人手作りの酒類であるカストリなど人命に関わるものも多かった。いわゆる「ショバ代」とおして暴力団の資金源になることもあった。闇市は占領目的を損なうとして、GHQから閉鎖が指令され、四六年八月一日には内務省が各県に対して悪質な闇市の閉鎖命令を出す（八・一肅正）など次第に「闇」の取り締まりが強化されていった。愛知県は露店に条件つき営業許可を与えたが、当時名古屋市の露天商は一万名余であった。四七年二月七日には、さらに取り締まりの強化も指令された。六月一二日の早朝に中村警察署が武装警官三八六名、私服刑事八〇余人、MP（米軍憲兵）五〇人で駅西地区を取り囲み、五六〇余軒のバラックを捜査、約一五〇〇人を連行、闇物資を押収した。この時、押収されたものは『愛知県警察史』によれば「あめ五〇貫、ビール三六〇本、清酒三斗、青果物一〇〇〇貫、米一五俵、魚類六〇〇貫、ピース・きんしなど煙草七〇〇〇本、ゴム長靴・運動靴一〇〇〇足、かまぼこ六〇〇〇枚」に及んだ。しかし、禁制品が姿を消したのはわずか数時間、その夜には闇市の店頭はにぎわっていたと報道された。遅配や欠配が続く最低の食糧事情の中で、市民は闇市や買い出しで必要物資を購入した。買い出しも日課となり、会社や職場の中には食糧調達休暇を出すところもあった。市の周辺や国鉄・近鉄・名鉄沿線の農村地帯に市民がリュックサックや大風呂敷を持って買い出しに出かけた。インフレが急激に進んだため、農家は現金で物売ることを嫌がり、現金よりも衣料品などとの物物交換を望んだため、人々は自分の着物などと交換に食糧を手に入れた。いわゆる「たけの子」生活を強いられることになった。食べ物は最大の「財産」であった。しかし、苦勞してやっと手に入れた食糧も取り締まりの警察官に没収されることがしばしばあった。

第一章 戦後復興期

第四節 混乱からよみがえる市民生活

1 戦争による混乱

やり切れぬ家計失調・失業

一九四五年（昭和二〇）十一月二〇日、GHQの指令により生鮮野菜・魚類の価格統制が撤廃されたが、例えばその約一カ月後の魚介類の価格は旧公定価格の七倍でほとんど闇値と変わらなかった。しかし、魚の入荷量が増大するなど統制撤廃の効果はあった。当時の家計の様子を二月九日付の中部日本新聞は「三〇歳の市職員は一二五円の所得で食費八〇円、住居費三〇円、疎開先からの交通費が二五円で不足はボーナスで補う。二九歳の県職員は本俸六五円、諸手当二五円の計九〇円の収入だが、妻と子供一人の食費でなくなり、一五円の家賃と一〇円の交通費は赤字として、貯金より出す。二八歳の中等教員は本俸諸手当で一四五円だが、実際の手取り一二〇円にしかならず、菜っ葉服にズック靴に腰弁当で体面を保つすべもない。」と伝えている。

四五年二月一六日に厚生省は雇用情勢を分析し、同年一〇月上旬までの「第一次復員」として軍の復員（内地）三九六万人、工場の休廃止による離職四一三万人、合計八〇九万人、そのほか女子七五万人が離職したとし、さらに「第二次復員」として軍の復員三六五万人、在外邦人一五〇万人が帰国するものと予想し、合わせて一三二四万人（ほかに女子離職者七五万人）が職を求めると予測した。名古屋市でも四三年に工場職工が三一万四六六三人（工場数一万四七〇五）であったものが、四六年には八万八九四三人（工場数七九七六）に激減した。

第一章 戦後復興期

第四節 混乱からよみがえる市民生活

2 罹災者の救済

街にあふれた浮浪者

敗戦直後、街頭には「浮浪児」があふれ、名古屋駅周辺だけでも一〇〇人を数えることもあった。これらの子どもは、戦争による孤児をはじめ、戦災で家を失ったり貧困のために家を出たりした子たちで、遺棄された子も多かった。また、罹災者や復員・引揚者の中で住む家のない「浮浪者」も名古屋駅およびその周辺に寝所を求めて集まってきた。こうした人々の数は日々増加し、一九四五年（昭和二〇）一月はじめ、名古屋駅だけでも一日三一九人にも達した。駅の待合室、コンコースなどに住みつき、昼間は職を求め、くず拾いなどに出かけたり、闇商人に使われたり、旅行者に情けを乞うたりして露命をつなぐ人もいた。また、夜ともなれば売春婦が現れるなど、駅の構内は犯罪の温床になることもしばしばであった。

行き倒れとなる人々もあり、遺体が一〇数体も構内の一隅に放置されたままになっていたこともあった。四五年だけでも一月一九日まで身寄りのない高齢者を含めて一六〇人を東山寮（瑞穂区）へ入所させたが、死亡者は八月の六人、一〇月の三五人、一月は一九日までで三〇人にのぼった。死亡者の多くは栄養失調であった。

一方、市営の八事葬斎場（昭和区）では、日々市内各所から運び込まれる遺体が火葬能力の限界を越えるので、やむなく東山寮に安置したが、時には一〇〇体以上にも及んだ。

名古屋駅およびその周辺に集まる浮浪者、浮浪児については、名古屋市厚生局が中心となって県民生部、警察、名古屋駅などの協力のもとに「一斉収容」をしばしば行い、それぞれ各施設へ入所させた。例えば、敗戦直後は、働ける成人は植田寮に、健康児は市営の若葉寮、草薙寮をはじめ、民間施設の愛知育児院昭徳会駒方寮および名広愛児園に、高齢者、病弱者、母子・病弱児は東山寮に、また、四八年三月からは金城六華園、慈友学園、衆善館などにも入所させた。一斉収容は、四七年度だけでも実に六〇回に及び、浮浪児九九一名を含む延べ三六九六名を入所させた。四八年度には、施設に入所させた浮浪児は五六四人と減少、一斉収容を行った回数は四八回、入所人員は三三二五人で、回数・人員ともに前年度をやや下回った。総人員の減少は浮浪児の減少によるところが大きかった。四七年一二月に公布された児童福祉法の施行による施設等の整備やインフレの鎮静化などの経済動向を背景にし、その後、入所人員は減少傾向をたどった。五四、五五年度にやや増加したが、神武景気の出現に伴って五六年度以降再び減少し、五七年度に行った一斉収容の回数は六回、入所人員は二〇五名となり、浮浪者の数は著しく減少した。

第一章 戦後復興期

第四節 混乱からよみがえる市民生活

2 罹災者の救済

民生委員の誕生

敗戦を契機として社会福祉制度も戦前の救済的政策から大きく転換した。一九四六年（昭和二一）旧来の救護法が廃止され、新たに生活保護法が公布され、民生委員令が制定された。これにより、従来の方面委員に替わり民生委員が誕生した。民生委員は生活保護法における保護事務の補助機関として、さらに、引揚者の援護、留守家族・遺族・母子などの相談援護、各種の証明、調査の実施など社会福祉政策の推進にも重要な役割を果たすことになった。

一九三七年 （昭和一二）	連合方面数	四	方面数	六六	委員定数	五〇〇
一九四六年 （昭和二一）	連合民生委員会数	一一	民生委員会数	九八	委員定数	一、六三一

四六年一一月における名古屋市民生委員設置状況を、三七年一月方面委員令施行当時の設置状況と比較してみると、委員数で実に三倍強に達している。

加えて、四七年一二月には、児童福祉法が制定され、児童委員には民生委員があてられることとなり、児童福祉の増進にも一役かった。四八年七月、民生委員の位置付けは行政の補助機関から協力機関へと変更され、民間篤志奉仕者として社会奉仕の精神をもって福祉事務所長などに協力し、地域住民の福祉の増進に努めることとなった。

五〇年四月、第一回名古屋市民生委員大会が中京劇場（中区）で開催された。全国の民生委員の大多数がその去就に迷いつつあったとき、名古屋市の民生委員はいち早く「公的保護事務の取扱い変更にともない、民生委員・児童委員は、本来の任務たる社会奉仕者として、民生安定、児童福祉の増進に努力寄与するため…」と、独自の立場での活動方針を確立した。

五一年一〇月、名古屋市民生委員連盟（四六年一〇月一日結成）は、全国に先駆けて「保護を受ける者がいたずらに保護を頼んで怠惰な生活に流されることを防止するとともに、被保護者が自立をもって、更生あるいは向上するように指導し、あらゆる創意工夫によって側面より、自立更生に役立つと思われる万般の措置を試み、究極において自立更生せしめんとする運動であって、民生委員一人につき、一世帯あるいは二世帯を目標とする。」と決議した。

五二年八月、滋賀県大津市で開催された第七回全国民生委員・児童委員大会で、名古屋市民生委員代表は静岡、徳島、岡山、千葉、石川、東京の民生委員とともに、民生委員一人一世帯更生運動の全国的展開を提案し決議された。この運動は、生活保護法の基準には該当しないが、不安定な生活状態のままに放置されていたボーダーライン層に対して取り組まれたものであった。

五三年民生委員法の一部改正を機に、民生委員の推薦体制を固めるとともに候補者の適正な人選をめざして、各区に区民生委員推薦会を、さらに、各小学校区単位に学区民生委員推薦準備会を設け、推薦に万全を期した。この区民生委員推薦会および学区民生委員推薦準備会は法に定められた制度ではなく、名古屋市独自のもので、これにより学区内から民主的な方法で身近な適任者が推薦されるようにはかれた。

五七年度末、市では、一民生委員担当の被保護人員は八・一九人、保護率は一一・八％となっており、五大都市および全国平均で比較してみても低い水準であった。

第一章 戦後復興期

第四節 混乱からよみがえる市民生活

2 罹災者の救済

生活困窮者の援護

敗戦後、生活困窮者が急増した。一九四五年（昭和二〇）一二月閣議において生活困窮者緊急生活援護要綱が制定され、四六年四月から施行された。これは、国内の一般生活困窮者のほか失業者、戦災者、海外引揚者、在外者留守家族、傷痍軍人およびその家族、ならびに軍人の遺家族を援護の対象とした。

援護の内容は、宿泊施設、給食施設および救療施設などの拡充、衣料寝具その他の生活必需品の給付、食糧品の補給、生業の指導斡旋、自家用消費物資ならびに生活資料の給付、または、貸与などであった。

一般的に、都市人口の増加とともに生活困窮者は増加する傾向にあるが、名古屋市では、逆の現象が見られた。敗戦直後（四五年十一月一日）の人口は約五九万七〇〇〇人に減少していたが、戦災復興の進展につれて急増し、五八年末には約一四三万―五三〇人となり、年平均六万三五三〇人の増加となった。これに対して、被保護人員は四七年約七万人を最高に、多少の起伏はあるもののしだいに減少している。また、被保護率では五〇年一〇月二五・四‰となり、五七年では一二‰まで減少している。被保護率の低下の主な原因は経済事情の好転による就労と収入増であるが、民生委員の一人一世帯更生運動（五二年）、戦傷病者戦没者遺族等援護法（五二年）、母子福祉資金の貸与に関する法律（五二年）などが制定されたりしたことも大きな原因とみられる。

五〇年には、生活保護法（新法）が施行され、同年八月、社会福祉の相談窓口である福祉事務所が設置された。福祉六法と称される生活保護、児童福祉、老人福祉、身体障害者福祉、精神薄弱者福祉、母子福祉の各法に定める事務を行うこととなり、従前の救貧から防貧・福祉の向上へと性格を変えていった。

第一章 戦後復興期

第四節 混乱からよみがえる市民生活

2 罹災者の救済

共同募金運動始まる

共同募金運動が一九四七年（昭和二二）に始まった。従来民間の社会福祉事業の大半は、篤志家からの寄付にその根拠をおき、国の補助金、助成団体等からの交付金などによって維持されてきた。

しかし、四六年二月、GHQの民間社会事業団体に対する政府の財政的援助に関する指令や新憲法第八十九条とのかかわりにおいて、公の支配に属しない民間社会事業に対する公費の助成が望めないこととなった。戦災を被り、しかも、インフレーション下で民間社会事業はその使命を果たすのに多大の困難をきたしていた。社会事業団体は途方にくれ困惑に陥った。GHQからは、米国で実施されている寄付金募集活動を総合的に組織化し、共同的に募金を獲得するコミュニティ・チェスト運動の実施について示唆があった。厚生省は、四七年五月、国民助け合い運動を提唱し、民間社会事業の救済振興は共同募金によるほかに方法がないとして、四七年一月から一カ月間全国都道府県ごとに共同募金運動が行われた。

市では、同年九月、名古屋市共同募金委員会を設立し全国の組織と歩調を合わせて募金運動を展開した。五二年には赤い羽根がシンボルマークとして制定された。五九年は伊勢湾台風のため共同募金は中止されたものの、以降、毎年一月一日から一二月三十一日までの三カ月間、赤い羽根共同募金運動が実施されている。

一方、五一年七月、市でも社会福祉協議会の設立を決定。名古屋市児童福祉事業団や名古屋市民生委員連盟は市社会福祉協議会に団体加入し、その構成員として活動することとなった。当初は、共同募金の配分金などを主な財源として、連絡調整を活動の中心としていたが、伊勢湾台風の救援活動を契機に緊急小口資金貸付事業が始められ、生活問題にも対応した。

五二年四月、軍人軍属等の公務上の負傷者等、または死亡者の遺族を対象とした戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定された。名古屋市内の遺族世帯数は、五一年では、一万八五〇〇世帯、五七年では二万三〇〇〇世帯と増加した。遺族年金等の裁定件数では、五二年から五三年にかけて約三万件にのぼり、五四年以降急激に減少している。

第一章 戦後復興期

第四節 混乱からよみがえる市民生活

3 インフレからデフレへ

新円に切り替え

敗戦の混乱がおさまり始めると、次第にものを手にいれることができるようになった。しかし、敗戦の年の卸売り物価は戦前の三・五倍程度におさまっていたものの、やがて驚異的なインフレが、人々の生活を圧迫するようになった。政府は高騰するインフレ抑止としていろいろな対策を講じたが、最も社会・経済的に大きな影響を与えたのは一九四六年（昭和二一）二月一七日に公布・即日施行された「金融緊急措置令」であった。これは膨張した通貨を新円に切り替えることにより旧通貨を一挙に削減しようとするものであり、預金は封鎖され、現金の引き出しは世帯主一カ月三〇〇円、家族一人当たり一〇〇円以内に制限された。新円の印刷が間に合わないため、証紙を貼った紙幣が流通した（同年一月一日まで）。切り替えは、当初は一〇円札以上が対象であったので、小銭（小額の紙幣・硬貨）を集めるものが増えた。また、勤労者に対する給与の現金での支払いは五〇〇円を限度とされて、「五〇〇円生活」が始まった。この結果、日銀券発行残高は四分の一くらいに減少した。さらに、同年三月三日には戦前の八倍を基準に価格・サービス料金の統制価格を決め、買い占め、売り惜しみを禁止する物価統制令が公布、即日施行された。この政策は物価が下落するなど一時的な効果をあげたが、すぐに反騰した。新聞にも、「やり切れぬ家計失調、赤字は月六〇〇円、減る貯金、手持ち売食ひ」という記事が掲載された。四六年二月の新円切り替え時に政府が示した生活設計は五人家族の都市労働者で月約五〇〇円であったが、実態を四月の家計調査（四六年五月三〇日付中部日本新聞）の例で見ると、三ないし六人家族で、月収二〇〇円から一〇〇〇円程度のサラリーマンと労務者では、四月の平均収入はサラリーマンが七七三円二六銭、労務者が八二〇円八三銭で、同支出はサラリーマン一三六六円二五銭、労務者一二四九円三〇銭になり、実支出との差額平均はサラリーマン五八二円九九銭、労務者四二八円四七銭となり、この差額を前月の繰り越しや貯金で補っていた。

第一章 戦後復興期

第四節 混乱からよみがえる市民生活

3 インフレからデフレへ

深刻な食糧不足

食糧不足は依然として深刻であった。しかし、一九四六年（昭和二一）の一月には中京地帯の手持ち米は全国一で、特に名古屋市は三六日分の蓄積があり、東京都の一二日分に比べて格段の好条件下にあった。農家には戦時中から引き続き食糧の供出が義務づけられていた。愛知県では四五年産米一三七万九三〇〇万石に対し六〇％にあたる八二万九〇〇〇石の供出が割り当てられていた。しかし、供出量が過重であり、政府の買い上げ価格と闇価格の差が大きかったことから実績があがらなかった。買い上げ価格を二倍に上げたにもかかわらず、三月末で割り当て量の六五・七％にとどまった。そこで新麦・馬鈴薯などの供出強化の他、闇取り引き防止の強化や甘藷の茎や葉・どんぐりなどの代用食の開発に力が注がれた。「中部地方の食糧事情—各県免れぬ欠配、特に山間部は深刻」「各地に非合法の闇市、長い間の耐乏生活、衣食の不足、当局の秩序回復すまず。退蔵物資・旧軍関係・米軍関係の物資の横流し、買い出し屋の野菜」などと当時の状況が象徴的に報道されている（四六年七月一日付 中部日本新聞）。同年六月には遅配欠配の累積日数は六〇日にも及んだ。七月中の市民一人当たりの配給量は米一二日分、馬鈴薯二日分、甘藷一二五匁（四六八・八グラム）、パン四食分、芋粉二日分、押麦一日分、小麦五日分、味噌一二〇匁、しょう油三合、塩二〇〇グラム、食酢五匁、ビール一本、酒一世帯五合、魚類六〇匁、野菜三〇〇匁で一日平均で九四三カロリーにすぎなかった。七月から一〇月にかけて二八日の欠配が予想されたが、小麦粉を主体にした輸入食糧の放出があってこの危機を脱出することができた。県は四五年度産の農作物供出完納農家に地下足袋や薬品などを特配した。例えば、甘藷の超過出荷にこたえれば、芋五〇貫（一八七・五キログラム）に対し酒一升（一・ハリットル）、六〇貫（二二五キログラム）に対しゴム靴または地下足袋一足を支給した。米の早期出荷も同様であり、一二月二〇日までの分は、米一俵（六〇キログラム）につき、たばこ一〇本、酒五合（〇・九リットル）、軍手一足または手拭一本、一二月三〇日までなら二俵（一二〇キログラム）につき、シャツまたはズボン一着と、貴重品を支給するなどして奨励した（『日進梅森の歴史』）。

第一章 戦後復興期

第四節 混乱からよみがえる市民生活

3 インフレからデフレへ

三合配給の即時断行を

人々は三合配給即時断行を望んでいた。一九四六年（昭和二一）四月以降には食糧に対する全県的な運動に発展、食糧危機突破愛知県民大会などが開かれた。五月二六日朝、名古屋飯米獲得人民大会が県庁前で組織労働者を中心に三万人を集めて行われ、二〇項目にわたる要望がなされた。「反動的市町村議会の解散」「知事市町村長の辞職」「吉田反動内閣の打倒」「欠配米の即時配給」「食糧の人民管理」「隠匿物資の人民による摘発と管理」「官僚による摘発反対」「闇料理屋の撲滅」「乳幼児のミルク保証」「妊産婦の栄養保証」「学童給食の復活」「肥料農機具の人民管理」「供出の強権反対」などの決議文を早川三郎愛知県知事（代理）・佐藤正俊名古屋市長に手渡した。なかには政治的要求がみられるものの、生活に密着した要求が中心であった。また、学童二〇〇余名が「御飯を食べさせてください」と声をふりしぼったことも注目された。同年九月二五日には、米の「三合配給」の声は高まり、七〇万人余が署名したといわれる「三合配給断行市民大会」が開かれ、これに桑原幹根知事・佐藤市長も参加、助力を約束した。四六年の稲作は平年作が予想された。GHQよりの輸入食糧の放出もあって、一〇月二二日、政府は米麦二合五勺の主食増配、新米価（一石五五〇円・消費者価格一升五円）を決定した。しかし、一石五五〇円の新米価に対する農民の不満が大きく、供出量が目標を下回り、四六年一一月、県は「現今の食糧事情を打ち明け、農村の同胞愛に訴え」と、対策を講じたが、四六年の供出率は水陸稲の実収量の四九・九％、四七年は五八・六％にとどまった。四七年も全国的に遅配・欠配が続出した。五月末の遅配状況は県平均で六・九日、市域では五・八日であった。七月上旬には西区の一四日の遅配など、市域の遅配が目立った。配給内容も低下し、愛知県で七月上旬分として配給されたのは米三日分、馬鈴薯三日分、とうもろこし四日分であり、同年中の配給内容は米四七％、麦類一二％、いも類その他一九％、輸入食糧二二％であった。生産地への食糧買い出しは増加の一途をたどった。買い出しの取り締まりも強化された。四六年一一月に行われた食糧買い出しの一斉取り締まりでは、東海道線で静岡方面からきた列車を名古屋駅待避線に誘導、武装警官一三〇人、鉄道側係官二五人により米三六キログラム、小麦粉二九二キログラム、乾めん八キログラム、馬鈴薯八九キログラム、甘藷一五四四キログラムを押収、ほかに置き去り品として米二〇〇キログラム、甘藷二九キログラムがあり、これらは一万五〇〇〇円で食糧営団に引きとられた。買い出し客は三四四人に及んだ。

第一章 戦後復興期

第四節 混乱からよみがえる市民生活

3 インフレからデフレへ

自由販売ふえる

大根などの蔬菜類は公定価格の三分の一程度に値下がりした。自家菜園の収穫などもあり、次第に農家への買い出しも減ってきた。闇市も警察による取り締まりや新円切り替えによる物価の抑制・農産物などの入荷の減少で次第に衰退し始めた。一九四九年（昭和二四）二月一五日には愛知県の供出米が完遂され、超過供出米も増加した。四月一日から野菜の自由販売も始まった。ものが出始め、衣料品は徐々に自由販売になるなど統制解除が拡大された。また、闇値も「まる公割れ続々」と公定価格より大きく下がり、一方、大須の商店街などのように健全な市場や商店として再出発するところも出てきた。四八年一二月の経済安定九原則に続いて、翌年三月七日にドッジ・ラインが明示された。これによりインフレは収束に向かったが、企業は不況に苦しみ、倒産が増えた。市民にとっては労使紛争、賃下げ、首切りと先行きの不安は一杯であった。また、GHQの指示もあり、五月二日からサマータイムが実施されたのもこの年であった（五二年四月まで実施）。四九年一月一日には四六年三月以来の都会地への転入抑制が解除された。四九年九月中旬には、八万三六七二品目の公定価格のうち約三万八〇〇〇品目が統制からはずされ、毛織物なども公定価格以下の販売がなされるようになった。このように物資の出回りも好転し、統制も緩和あるいは廃止されるようになると、市民のあいだから公設市場の再開を求める声が高まった。市は戦禍の影響が比較的少なかった西・中・南・築地・元古井の五市場の修理復旧を急ぎ、四九年に再開した。五〇年一月一日には第五次配給統制撤廃が実施され、統制品は七三品目のみとなった。衣料事情の好転や洋裁学校の盛況を背景に、とくに女性の服装は華やかになるなど変化が見られ、統制時代が遠のいていくのが実感されるようになった。五〇年六月二五日に勃発した朝鮮戦争の特需景気で県内でも海外需要が急増、とくに機械・自動車・繊維・陶磁器産業において顕著であった。繁華街もネオンの明りを取り戻しつつあったが、それでも、まだ、戦前の三分の一程度であった。この年、当時日本一と称せられた瑞穂陸上競技場を中心に第五回国民体育大会が開催され、一〇月一日の国勢調査では市の人口も一〇三万六三五人と百万人の大台を突破した。苦しい中でも次第に明るい見通しと生活に安定感が感じられるようになった。

第一章 戦後復興期

第四節 混乱からよみがえる市民生活

4 復興への一隅で

パチンコ登場

一九四八年（昭和二三）七月一〇日に新しい風俗営業取締法が公布された。この時期、『名古屋市警察史』によると料理店八五、カフェ二〇、特殊カフェ二九三、割烹飲食店八九三、キャバレー三、ダンス教習所一九、計一三一三の風俗営業があった。五〇年五月には各種遊戯場は全市で六七七カ所のうち中村区に九二カ所あり、その内訳はマージャン一九、射的四、パチンコ五八、連珠一、室内競輪一、室内競馬一、その他と多様なものであった。パチンコは大正時代中期に「コリントゲーム」という玉を棒で押し出して平らな板の上のポケット（穴）にいれる子供のゲームをヒントに生まれたという。戦後改良され、もの不足の時代に景品のもらえる射幸性のある娯楽・遊びとして都市の盛り場を中心に急速に広まった。四六年ころから名古屋で生産が始まったとされ、パチンコの遊戯機製造業者が多いので、「パチンコの本場」「パチンコ王国愛知」の異名も与えられた。戦前、航空機生産地であったことからベニヤ板、板金などの物資が豊富で職人も多かったことが理由の一つにあげられている。四八年から「オール一〇」「正村ゲージ」「オール一五」などの遊戯機が登場、「玉へん景気」を現出、「親指族」という言葉も生まれた。パチンコ店は四八年末、市内に一〇四店あったが、五〇年末には六四九店となりその後も五三年まで急増した。一八歳未満の遊戯を禁止したり「パチンコの遊び方」を示したりして、激しい出玉競争を抑制するなど警鐘を發せざるを得ないほど普及した。四九年五月には飲食営業臨時規制法が施行され、六月一日、ビヤホールも再開された。酒の自由販売、値段の引き下げも行われ、特級酒一升（一・ハリットル）一五〇円、ビール一本一三〇円で販売された。続いて、たばこも自由販売になるなど嗜好品も自由に手に入るようになった。戦前には数百軒あった喫茶店は戦時中の代用珈琲統制要綱の施行や輸入の途絶、空襲による焼失などにより、ほとんど消滅していたが、四六年ころから再開、営業を始めるところが出てきた。だが、本物のコーヒーは貴重で一杯五〇円もした。四七年ころから町に喫茶店が目立つようになった。五五年前後には名曲・シャンソン・ジャズ・うたごえ喫茶など特徴あるものが登場した。喫茶店だけでなく歌声酒場もあった。五一年から六〇年代中ごろにかけて、バーやキャバレーが、勤め帰りのサラリーマンが繰り込む社交場として活気にあふれ、夜の盛り場の栄や今池を象徴していた。また、笹島から栄に至る広小路には歩道を利用して四〇〇店に及ぶ屋台・夜店が軒を連ねて営業していたが、衛生上の問題や都市の美観を損ね、交通の障害になるなどの理由で禁止された。最後の屋台が消えたのは七三年の春であった。

第一章 戦後復興期

第四節 混乱からよみがえる市民生活

4 復興への一隅で

復興資金は宝くじ、競輪・競馬

宝くじ、競輪・競馬などによる収益は戦後復興事業費に充てられた。政府発行の第一回宝くじは一九四五年（昭和二〇）一〇月から銀行、百貨店、たばこ屋などで売り出された。一枚一〇円で賞金は一等が一〇万円、四等まで時世を反映して副賞に純綿カナキン（金巾）がついたり空くじ四枚がたばこ一〇本と引き替えられたりした。愛知県では四八年四月に戦災復興資金とすることを目的に第一回「愛知県復興宝くじ」三〇〇〇万円（一枚二〇円で一五〇万枚）を発売、同年中に運動競技場設置、道路復旧を目的に一億二五〇〇万円を売り上げ、六八五七万円の純益をあげた。名古屋市でも四九年一〇月に第一回「名古屋復興宝くじ」を発行した。四八年七月一三日に、新競馬法が公布・施行された。同年一二月に第一回名古屋市営競馬（岡崎競馬場）が開催され、翌年五月には名古屋市港区に県と市の合同出資による名古屋競馬場が完成し、県・市営の競馬が開催された。六月五日から六日間の入場者は四万四九五入、馬券（勝馬投票券）売上高三九〇万円余（一票一〇円）で一〇年ぶりの再開はファンを喜ばせた。また、四八年八月一日には自転車競技法が公布・施行された。一〇月に名古屋競輪場が中村区に開設された。これら競輪・競馬は戦災復興費の一部を得るために始められたものであり、「スリルと娯楽の殿堂 緑の名古屋競馬場」（「弘報なごや」）などと競馬場・競輪場を詳細に紹介するなど行政も積極的に奨励した。

第一章 戦後復興期

第四節 混乱からよみがえる市民生活

4 復興への一隅で

戻ってきた戦前

映画、プロ野球・中等野球も復活、相撲も盛んになった。一九四八年（昭和二三）一月二日に中日スタジアムが完成した。「名古屋軍」は「中部日本新聞ドラゴンズ」そして「名古屋ドラゴンズ」と改称した。最初のナイターが開催されたのは五三年であった。東山動物園では戦前にサーカス団から譲られた象、エルドとマカニーが戦時中の猛獣処分命令のなか、やせ衰えながらも園の努力により生き延び、日本で唯二頭の象となっていた。国内の他の動物園には一頭も猛獣がいなくなり小動物だけの寂しいものであったので、東京の子どもたちの中から上野動物園へ東山動物園の象（エルド、マカニー）を借りようという運動が起きたが実現できなかった。それなら名古屋へ行こうと、四九年六月二六日に東京から最初の象列車が走り、象の歓迎を受けた。さらに象の評判が広まり、一万数千人が東山動物園を訪れた。

栄一帯では、焼け残った松坂屋、同栄町店、丸栄の三店舗が営業を開始し、青空劇場もできて、にぎやかさを取り戻した。生活の落ち着きと豊かさが漂ってくるようになった。五四年の地下鉄建設工事開始ごろからビル建設ラッシュになった。栄町角に、本町にあった中村呉服店がオリエンタル中村百貨店（現・名古屋三越栄本店）として進出した。一二月には名古屋駅前に名鉄百貨店が開店、いわゆるデパートの四Mがそろった。

第一章 戦後復興期

第四節 混乱からよみがえる市民生活

4 復興への一隅で

売春防止法施行

一九四六年（昭和二一）一月、GHQは「日本ニ於ケル公娼廃止ニ関スル件」の覚書を布告、公娼廃止を指令した。公娼制度の撤廃等により街娼や私娼などが生まれ、異様な街頭風景が作りだされた。政府はこのような状況の対策として、特殊飲食店（いわゆるカフェー）を指定、事実上営業は黙認された。四七年初めには県下に特殊飲食店街が二六カ所散在し、従業婦も二五六〇余人に及んだ。名古屋には城東園・名楽園・八幡園・港陽園などがあり赤線区域と呼ばれた。その他、飲食店・旅館の名を掲げながら女中らに売春をさせる青線区域も散在した。県は婦人相談所を開設、更生相談にも応じた。やがて、売春を規制しようとする立法化運動が盛んになり、女性代議士等の努力で五六年五月の第二四回通常国会で売春防止法が成立、五月二四日に公布された。同法第一・三章の「保護更生」は五七年四月一日から施行され、業者の転業と従業婦の更生がすすめられ、五八年四月一日には同法第二章の「刑事処分」が施行された（完全施行）。この施行を前に五七年一二月二五日の八幡園廃業を初めとして各園は次々に解散した。五七年一二月二七日、名楽園も廃業を決定、二七五人が解雇された。戦争中も不夜城といわれた中村遊郭も灯が消えた。

第一章 戦後復興期

第四節 混乱からよみがえる市民生活

5 新しい枠づくり

市警から県警へ

警察官はサーベルをはずして丸腰となった。一九四六年（昭和二一）警察民主化への施策の一つとして警察官のサーベルのはい用をやめ、警棒を携帯させることにした。これにより、一八八三年（明治一六）から約六〇数年間続いた警察官のサーベル姿は消え去った。また、警察官のけん銃については、一九二四年（大正一三）から必要に応じて携帯が認められていたが、敗戦後、GHQからは任務遂行の際における警察官のけん銃携帯はなんら差し支えないことが通知され、四六年、集団警備をする制服警察官などにけん銃の携帯が認められた。丸腰—警棒—けん銃の変化は、そのまま戦後の日本の警察の変貌をあらわしていた。

治安の維持は占領軍のもと日本の警察も共同で行うこととなり、MPのジープに同乗して警らに当たるなどした。主な道路には番号が打たれた。南北がアベニュー、東西がストリートだった。その交差点の中央では、四角の木台に乗ったMPと下に立った警察官が共同して手信号で交通整理をした。

一方、警察の制度的な民主化は、警察法（四七年）により四八年三月、国家地方警察と自治体警察の二本建てで発足した。地方には市町村単位の自治体警察と、自治体警察を置かない町村の警察を担当する都道府県国家地方警察が設置された。

名古屋市内の警察署は、敗戦直後の四五年九月、栄警察署の廃止によって一二署（千種・東・北・西・中村・中・昭和・瑞穂・熱田・中川・南・港警察署）となっていたが、自治体警察の発足に際してもその数にかわりがなく、そのまま名古屋市警察に移行された。愛知県国家地方警察には一七の地区警察署が置かれ、有松町は知多地区警察署、天白村や猪高村は愛知地区警察署、志段味村は東春日井地区警察署、山田村や楠村は西春日井地区警察署の管轄区域となった。新しく発足した警察制度は警察の地方分権と民主化を推進したが各警察が独立し管轄区域が固定化したため、自治体警察間あるいは国家地方警察との連絡や協力が円滑に進まず、捜査に支障をきたすこともあった。また、自治体警察をもつ市町村では歳出総額の二〇％前後を警察費が占め、規模の小さい市町村では財政的に自治体警察の維持が困難となってきた。さらに、朝鮮戦争勃発の前後から国内の治安維持の強化が問題となり、警察制度を再検討する機運が高まった。五一年六月、警察法の一部が改正され、町村は住民投票により自治体警察の存続を任意に決めることができるようになった。愛知県下の自治体警察をもつ四四町は町議会で廃止の議決を行ったうえ、五一年八月から九月にかけて、一斉に存廃に関する住民投票を実施した。その結果、いずれの町も自治体警察の廃止を決定し、五二年一〇月国家地方警察に統合された。守山町は、同年六月、有権者の三分の一以上によって自治体警察廃止の直接請求が行われ、住民投票によって廃止が決まった。町警察として最後まで存続したところは鳴海町だけであった。五四年七月、警察法の全面改正によって、名古屋市警察を除く県下の自治体警察が愛知県警察に一元化された。指定都市の自治体警察は、経過措置として一年間存続した。その際、名古屋市警察は新警察法に基づいて定員、組織などに一部変更が加えられ、地方警務官七人を含め定員三六一三人となった。そして、五五年七月一日をもって県警察に統合された。これにより県警察は警察官の定員五五〇〇（実員五九三二人）となり、組織では警察本部に防犯部、名古屋市警察部、一二警察署（旧市警察署）の新設、無線自動車隊の配置などが行われた。

市の犯罪発生件数は、敗戦による混乱が原因して、四五年の一万八三六三件から翌四六年には四万七〇〇七件に急増、四八年には五万三〇五四件と上昇し、以後減少している。罪種としては、四七年一月、瑞穂区で発生した毒茶殺人魔事件のように強盗・殺人という凶悪犯罪が目立つとともに、窃盗、詐欺、横領等が増加した。戦前は前科者による犯罪が多かったが、戦後は道徳意識の欠如した青少年が加わったことや世情を反映して倉庫が破られ衣類や米などの盗難の増加したことが特色であった。

犯罪も広範囲化したため、また犯罪や事故の発生に緊急に対応できるよう、五一年名古屋市警察に、無線自動車（パトカー）が配備された。当時のパトカーの色はシルバーグレーだった。また、警察の電話番号は、名古屋では一一八番と地域によって番号が異

なっていたが、五四年全国が一〇番に統一された。六一年にはヘリコプター「あかつき」が配備された。暴力団犯罪も目立つようになり、四九年一〇月、市警察は暴力団幹部など、一四二八人を検挙した。

表 1 - 27 図 1 - 25

第一章 戦後復興期

第四節 混乱からよみがえる市民生活

5 新しい枠づくり

出直した消防制度

敗戦とともに戦時下の消防編成も解かれ、空襲による火災の消火を強力にすすめるためにつくられた消防特別隊も廃止された。GHQの意向を受け、消防を警察から分離独立させて府県知事の消防に対する監督権をなくし、市町村に担当させる新しい消防体制が発足した。一九四八年（昭和二三）消防組織法の施行により警察から分離し、名古屋市内に一二の消防署を置き、一一五八人の人員と一六二両の車両で自治体消防が発足した。同時にこれまであった警防団を解散させ、新たに消防団を発足させた。消防団の管轄は水害、火災、警防を主な任務とし、臨時に必要な場合は警察署長の要請に応じ、防犯、交通整理、警備等について警察を援助することとした（望楼勤務が廃止になる六三年ころまでは消防団も消火活動に参加していた）。進駐してきた占領軍用の施設として市公会堂、名古屋観光ホテル、大和（生命）ビル、瀧兵ビルなどが充てられたが、それらの施設の火災警備は占領軍関係施設を管内に持つ消防署が当たった。第五空軍名古屋基地司令部のあった中区御幸本町角の瀧兵ビル内に瀧兵消防隊を設置し、中消防署から人員を派遣した。ついで、現在の白川公園域にあった占領軍関係者の宿舎、通称アメリカ村に白川消防隊を設置し、二つの出張所で警備にあたった。これは、五二年（昭和二七）のサンフランシスコ講和条約の発効まで続いた。

空襲によって市域の四分の一を焼失していたが、焼け跡の中から、一軒また一軒と家が建てられていった。しかし、焼け残った木材やトタンを利用したバラック程度のものが大半であった。やがて、住宅が増えるにしたがい、火災も増えていった。火災の原因は、たき火（四六年に中区正木町で二二棟を全焼）、火消しつぼの不始末によるものから、漏電（四八年に中川区八熊町で三四棟を全焼）、火遊び、タバコの不始末等に変わり、生活の変化を如実に表した。しかし、火災現場ではアメリカ軍払い下げのオートバイ“ハドソン”にサイドカーを装着し、消防署長がそれに乗って陣頭指揮する姿や、夜間の消防活動で、指揮者の位置をわかりやすくするために高張提灯にろうそくをともし、伝令によって命令を伝える姿など、近代消防からほど遠い姿だった。

四九年、中・熱田消防署に一時廃止されていた救護隊を再設置し、市役所を中心とした官公署の火災と特殊火災に対応するため特別消防隊を市役所内に設置した。翌年、港消防署に木造の消防艇二隻（新造船と旧海軍水雷艇の改造船各一隻）を配備した。五一年には無線車三両を配備し、初めて超短波無線電話を開局して効率化を図った。また、新式の火災報知器三〇一基を商店街や工場地域、官公署、病院など多くの人々が入り出す所に設置した。これまでの火災報知器は戦災により機能を失い、増加する一方の火災の通報に支障が生じていたためであった。さらに、電話の普及により、市内の電話所有者の中から協力者を募り、五〇〇〇戸を「防火協力の家」として火災の早期通報への協力を依頼した。防火協力の家では、付近での火災の際に火災発見者や通報依頼者から場所や目標などを聞き出し、消防署へ通報することとなっていた。

第一章 戦後復興期

第四節 混乱からよみがえる市民生活

5 新しい枠づくり

保健衛生体制の出発

敗戦直後、食糧不足や生活環境の悪化、環境整備の立ち遅れなど大混乱のなかで、発疹チフス、コレラ、赤痢、腸チフス、性病等の伝染病が発生し、その対応に迫られた。

敗戦直後の伝染病対策は、GHQの指導のもと警察署長が衛生行政をつかさどっていたため、警察官を中心に発疹チフス予防手段としてDDT散布をはじめ、健康監視、感染経路の調査等を行った。

しかし、技術的な指導に欠けた警察の衛生行政等について批判がおり、また、国内治安の維持など警察本来の業務に迫られていたこともあって、一九四六年（昭和二一）二月末、GHQより防疫活動を警察から市に移す指令が出された。市は応急措置として区役所に対し、その引き継ぎを命じた。当時の区役所は、一般行政機関として敗戦後の難事業の処理に忙殺され、防疫活動を行うことは不可能な状態であった。そのため、市民の防疫活動を組織的に編成し対応していくことになり、名古屋市防疫団が組織された。四六年八月ころまでは、市および区防疫団の検病部となった医師会、消毒部となった薬剤師会等は患者の発見、消毒、DDT散布等の活動を行ったが、八月以降は平常時防疫としての伝染病の有力な媒介源であるネズミ・衛生害虫駆除をはじめ予防接種、結核予防、引揚者・復員者の健康診断などあらゆる部門に組織活動を展開し、一方、市民への啓発、広報活動も行った。

四七年五月三日付の政令第一五号「町内会、部落会又はその連合会等に関する解散、就業禁止その他の行為の制限に関する件」により、防疫団は町内会類似団体の条項に触れて解散をよぎなくされ、四六年三月から四七年三月までの一カ年余りにわたる活動を終えた。

この防疫団に代わって、四七年六月、市民組織として保健委員制度がつくられた。保健委員を衛生行政推進のための市民組織の要とし、その組織体を基盤としてその自主的な活動によって公衆衛生向上を図ろうとするものであった。当初、保健委員制度は約五〇世帯を一単位として保健委員を設け、同委員の互選により委員長を各町毎に選出した。各町の保健委員長は小学校通学区域ごとに保健委員会を組織し、保健常務委員を互選した。そして、保健常務委員会は区保健協議会の委員となり、保健委員会との連絡にあたることになった。

保健所法が四八年一月一日から施行された。これにより、取り締まり的性格が強かった公衆衛生活動は指導に重点が置かれるようになり、保健所が保健指導と衛生指導とを一体化した地域における公衆衛生の第一線機関として補充強化されていった。しかし、当時の市の保健所は極めて不完全なもので間借り状態のものが多く、一二区の中で東、西、中、瑞穂、熱田、港、南の七カ所は約一年から二年以上も区役所の一角で事務をとらざるをえない状況であった。なお、中保健所は、四八年度にモデル保健所に指定された。

結核は戦中、戦後の劣悪な食生活などによって急増し、四七年ごろから結核の予防、治療が公衆衛生対策の中心となった。同年度には名古屋市内での街頭検診が行われ、結核予防思想の普及、指導、居宅患者の保護などに努めた。BCG接種も普及し、四九年に結核治療の画期的新薬であるストレプトマイシンが輸入され、健康保険による給付も行われるようになると結核死亡率は急激に減少していった。

性病については、四五年一月に花柳病予防法特例が制定されたが、混乱した世相を反映して患者は増加し、市の保健所等三カ所の医療施設に性病診療所が併設され、GHQ提供の薬品を使用して治療が開始された。四八年七月には性病予防法が公布され、娼婦の検診、接触者調査、妊婦の血液検査などの諸対策が行われた。

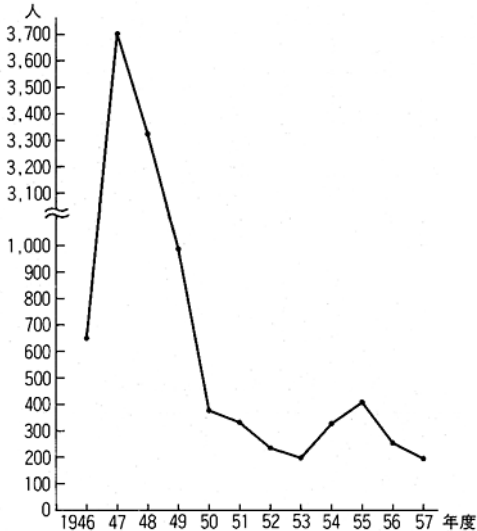


図 1 - 20 年度別浮浪者一斉收容状況

(名古屋市民生局『名古屋市の民生事業』各年版により一部修正)

表1-20 名古屋市内における生活保護施設(1957年)

種 類	名 称	経営主体	定 員
養 老 施 設	東 郊 寮	名古屋市	90人
	寿 寮	"	200
	名古屋養老院	法 人	53
	青大悲哀養老院	"	30
救 護 施 設	天 白 寮	名古屋市	50人
更 生 施 設	瑞 穂 寮	名古屋市	160人
	植 田 寮	"	170
	船 見 寮	法 人	400
	草 薙 寮	"	123
	厚 生 寮	愛 知 県	300
	白 菊 荘	法 人	100
	成 願 寺 荘	"	50
医療保護施設	瑞 穂 寮	名古屋市	200床
	済生会愛知県病院	法 人	180
	聖 霊 病 院	"	135
	坂 文 種 病 院	"	150
授 産 施 設	北 授 産 場	名古屋市	100人
	婦人館付設授産場	"	90
	共 同 作 業 場	"	40
	報 徳 授 産 場	法 人	120
	名古屋厚生会館授産場	"	35
宿所提供施設	蘇 鉄 寮	名古屋市	140人
	新 興 寮	法 人	130
	名 古 屋 寮	"	180
	広 住 寮	"	50
	中 村 寮	"	17
	八 起 社 引 揚 寮	"	70
	黄 金 寮	"	35
	笈 瀬 寮	"	80

注：経営主体は法人とあるも公有民営のものが相当数ある
(名古屋市民生局編『名古屋市内社会福祉事業関係施設名簿』より)

表1-21 民生委員改選状況

年	改 選 状 況			性 別				新 再 別			
	定数 名	改選 数 名	未改 選数 名	実 数		構 成 比		実 数		構 成 比	
				男 名	女 名	男 %	女 %	新任 名	再任 名	新任 %	再任 %
1953	1,894	1,882	12	1,426	456	75.8	24.2	465	1,417	24.7	75.3
56	2,074	2,054	20	1,561	493	76.0	24.0	502	1,552	24.4	75.6
59	2,126	2,109	17	1,604	505	76.0	24.0	512	1,597	24.3	75.7
62	2,226	2,207	19	1,634	573	74.0	26.0	415	1,792	18.8	81.2
65	2,435	2,415	20	1,712	703	70.9	29.1	553	1,862	22.9	77.1
68	2,485	2,467	18	1,704	763	69.1	30.9	454	2,013	18.4	81.6
71	2,585	2,572	13	1,678	894	65.3	34.7	526	2,046	20.5	79.5

(名古屋市民生局『名古屋市民生委員 五十年のあゆみ』により一部修正)

表 1 -22 5 大都市の民生委員の担当人口および被保護人口(1957年度末)

都 市	民生委員定数	1 委員担当 (平均)		保 護 率 %
		人 口	被保護人員	
名 古 屋 市	2,074	692.9	8.19	11.8
大 阪 市	2,327	1,159.0	16.18	14.0
京 都 市	1,606	763.5	17.39	22.8
神 戸 市	1,004	1,002.7	17.97	17.1
横 浜 市	860	1,427.0	22.67	15.9
全 国	1,240,000	735.5	13.39	18.0

(名古屋市民生局『名古屋市の民生事業』1958年版より)

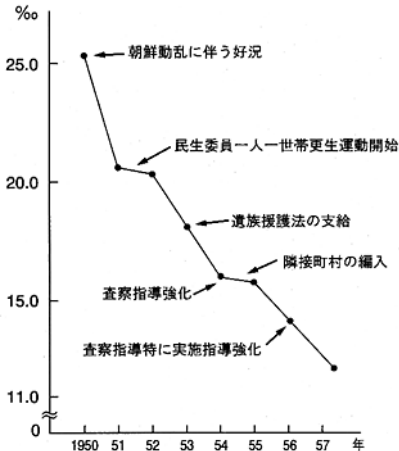


図 1-21 保護率の推移

(名古屋民生局『民生事業概要昭和33年鑑』より)

表 1 - 23 被保護者の推移

年・月	被 保 護 実 世 帯	被 保 護 実 人 員	一世帯当り 平均人員	被保護率 %	指 数
1950・10	—	26,180	—	25.4	100.0
51・10	8,902	22,552	2.5	20.6	86.1
52・10	9,424	23,608	2.5	20.4	90.1
53・10	8,984	21,955	2.4	18.2	83.8
54・10	8,021	19,887	2.4	16.0	75.9
55・10	8,483	21,338	2.5	15.9	81.5
56・10	7,904	19,234	2.4	14.0	73.4
57・10	7,409	17,092	2.3	12.0	65.2

(名古屋市民生局『名古屋市の民生事業』1958年版より)

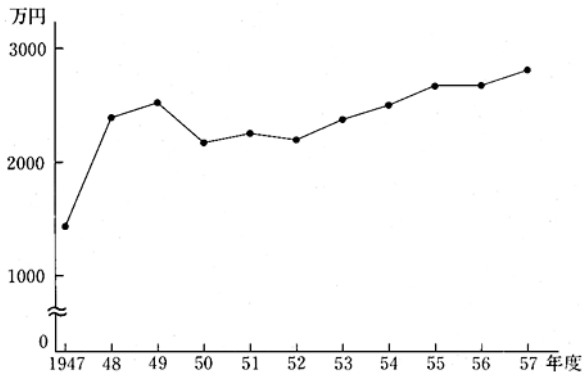


図1-22 名古屋市の共同募金額の推移
(名古屋市総務局『名古屋市統計年鑑』各年版により作成)

表 1 - 24 年度別遺族年金弔慰金進達状況

年	進達件数	裁 定 件 数		摘 要
		遺族年金	弔慰金	
1952	30,115	12,863	16,188	(1) 却下されたもの 1,250件
53				(2) その他は保留未 処理
54	3,408	1,670	1,613	(3) 進達実人員
55	2,125	1,427	375	25,641人
56	921	599	282	なお、市内における
57	417	162	172	遺族世帯数との違い は分割請求のためで ある。
合 計	36,986	16,721	18,630	

(名古屋市民生局『名古屋市の民生事業』1958年版より)

表 1 - 25 各区別遺族世帯数 (1957. 12. 1)

年 \ 区	千種	東	北	西	中村	中
1952	1,330	1,430	1,410	1,990	2,625	1,225
57	1,770	1,605	1,708	2,470	2,910	1,481

昭 和	瑞穂	熱田	中川	港	南	合計
1,595	1,735	1,130	1,735	865	1,430	18,500
2,170	1,881	1,355	2,465	1,535	1,750	23,100

(名古屋市民生局「名古屋市の民生事業」1958年版により一部修正)

表 1 - 26 名古屋市内の消費者実効価格

円

年. 月. 日	白 米 (1 kg)	牛 肉 (375 g)	大 根 (375 g)	しょう油 (0.18 ㍓)	ビール (1 本)	木 炭 (3.75kg)
1946.10. 7 ~ 10.20	9.04	40.27	0.86	1.29	6.16	9.92
12.16 ~ 12.29	5.33	53.77	0.62	1.48	6.24	12.43
1947. 2 .10 ~ 2 .23	7.41	76.46	1.29	4.91	6.00	20.63
6 . 2 ~ 6 .15	43.29	113.46	1.83	3.11	20.59	16.60

(『日本統計年鑑』第 1 回『市民生活のあゆみ』により一部修正)

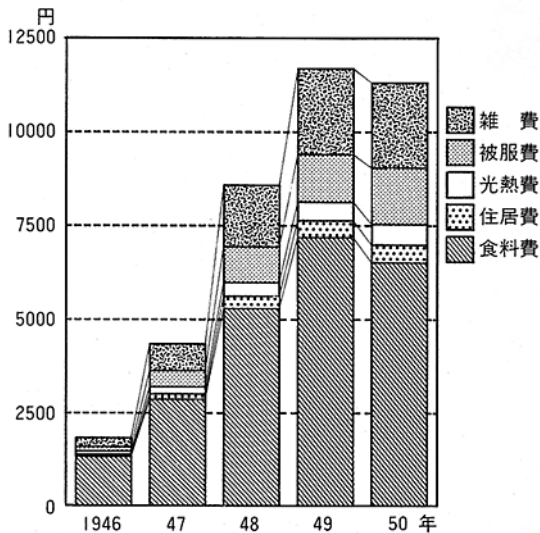


図1-23 名古屋市1世帯当たり平均1カ月の消費支出
(名古屋市総務局『名古屋市百年の年輪』により作成)



図1-24 1950年ころの食卓風景（イラスト）
（中日新聞社提供）